

○厚生労働省令第百十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第七号の四を第七号の五とし、第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―（トリフルオロメトキシ）フェノキシ〕―四―キノ

リル―メチル―カルボナート及びこれを含む製剤

別表第一劇物の項第十一号の八を次のように改める。

十一の八 シアナミド及びこれを含む製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含むものを除く。

附 則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。